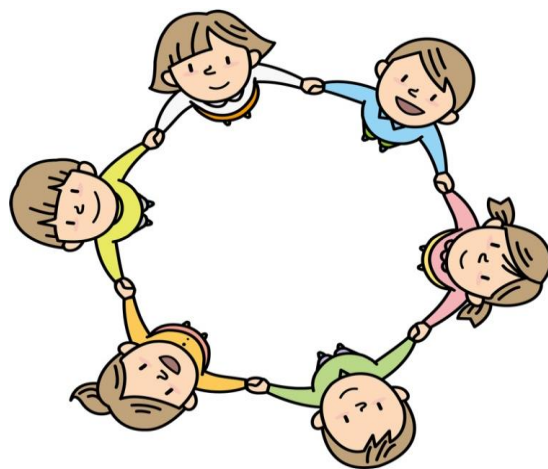


尼崎市子どもの育ち支援センター の概要について



平成30年8月

こども青少年本部事務局

こども青少年部

こどもの育ち支援センター担当

I 尼崎市子どもの育ち支援センターの概要

あまがさき・ひと咲きプラザ育ち館（旧聖トマス大学2号館）を改修し、
尼崎市子どもの育ち支援センターを事業所※として設置する。

※ 事業所とは、市の業務を本庁舎以外の場所で行う場合に設けられる組織のことをいい、その組織の長には一定の権限が与えられていることが通例である。尼崎市子どもの育ち支援センターは、主として市の業務が行われる施設であるため、「公の施設」には位置づけない。

1 名称

正式名称は、尼崎市子どもの育ち支援センター（以下「支援センター」という。）とし、別に愛称をつけることとする。

2 所在地

尼崎市若王寺2-18-1
あまがさき・ひと咲きプラザ育ち館



3 建物の概要

| 建物区分 | | 育ち館 |
|--------|----|--|
| 建築面積 | | 約782㎡ (現状688㎡、増築 約94㎡) |
| 建物延床面積 | | 約2,031㎡ (1階 約734㎡、 2階 約708㎡、 3階 約589㎡) |
| 構造 | | 鉄筋コンクリート造・3階建 |
| 施設の概要 | 1階 | 受付兼相談室、相談室(大)(2)、相談室(小)(6)、相談室兼カンファレンス室(2)、親子相談室、応接室、待合室、授乳室、倉庫 |
| | 2階 | 地域交流室、感覚統合※1室、プレイルーム、幼児支援教室、観察室※2、カウンセリング室、受付、事務室、倉庫 |
| | 3階 | 適応指導教室(学習室(大)、学習室(小)兼カウンセリング室、職員室、調理室、活動室、倉庫)、診療室、保健室、プレイルーム(箱庭)、発達検査室(2)、保護者室・研修室、心理療法室 |

※1 感覚統合とは、次々と身体に入ってこようとする7つの感覚(触覚、視覚、聴覚、味覚、嗅覚、手足の状態・筋肉の伸び縮みや関節の動きを感じる感覚、身体の動きや傾き・スピードを感じる感覚)を整理したり分類したりすることをいう。このはたらきによって、その場その時に応じた感覚の調整や注意の向け方ができるようになり、自分の身体を把握する、道具をつかいこなす、人とコミュニケーションをとるといったような周囲の状況の把握とそれを踏まえた行動ができるようになる。

※2 観察室とは、保護者等が、幼児支援教室で指導者が子どもに言語や動作等を指導している様子を観察してスキル等を学ぶ部屋。

Ⅱ 支援センターのコンセプト

1 基本理念

日常生活又は社会生活を営む上で、様々な困難や課題を有する子どもに対し、その特性、発達段階、その他の状況に応じ、福祉、保健、教育その他の関連分野の有機的な連携の下、総合的かつ継続的な支援を行い、子ども達の健全育成及び社会的な自立を図る。

2 コンセプト

- 子どもが主体となる支援を行う。
- 0歳からおおむね18歳（必要に応じて延長する場合あり）までの子どもと、その保護者を切れ目なく支援する。
- 福祉、保健、教育等の連携の下、行政以外の関係機関等とも協力、連携して支援を行う。

Ⅲ 事業概要

① ワンストップ相談窓口による総合相談

- 主に何らかの課題を抱えた子どもや子育て家庭を対象とした総合相談窓口としつつ、身近な子育て相談も含め、幅広い相談に対応する。
- より専門的な相談や支援が必要な場合は、支援センター内の専門職員や他の関係機関等につなぎ、様々な職員や機関の有機的な連携による支援に結びつける。
- 一人ひとりの子どもの支援歴等の記録を一元的に把握する電子システムを構築し、迅速かつ適切な支援につなげる。

② 発達相談支援

- 発達障害に関する様々な相談に対応し、発達検査を実施、必要に応じて診察し、早期に治療や訓練につなげる。
- 通所、訪問等による継続的な支援やカウンセリング等を実施する。（子ども支援教室の運営、ペアレントトレーニング※1、ソーシャルスキルトレーニング※2の実施等）
- 保育施設、幼稚園、学校等へ専門職員を派遣し、集団遊び等の観察を通じて、子どもの発達の特性等に合った支援方法について、先生への提案や、保護者に子どもとのかかわり方などについて、アドバイス等を実施する。
- 子どもの発達特性等に関する情報を施設間や施設内で切れ目がなく適切に引き継ぎが行えるよう各施設との連携を図る。
- 保護者が養育上課題を抱えている場合は、支援センターに配置する児童専門のケースワーカーも一緒になって、支援を実施する。

※1 ペアレントトレーニングとは、保護者が子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムをいう。

※2 ソーシャルスキルトレーニングとは、運動遊びや、ロールプレイ、なぞなぞなどのゲーム等を通して、人が社会で生きていくうえで必要な技術を習得するための訓練のことをいう。

③ 家庭児童相談

- 課題を抱える子どもや子育て家庭からの相談に対応する。
- 支援センターの中核として配置する児童専門のケースワーカーが、支援センター内の他の専門職員や関係機関とのコーディネート役として、調整を行い、適切な支援に結びつける。
- 虐待予防などの観点から、関係機関からハイリスク家庭の情報を入手するなど、できるだけ早期にハイリスク家庭を把握し、支援を実施する。
- 子どもや子育て家庭に適切な支援が実施できるよう、官民間問わず、様々な機関と連携し、そのためのネットワークづくりに努める。

④ 教育相談・不登校対策支援

- 不登校・友人関係等の相談や不登校児童・生徒への支援を実施する。
- 配置する指導主事※1が中心となって、学校や支援センター内の他の専門職員と連携し、子どもの状況に応じた支援プログラム等の作成、支援を実施する。あわせて、家庭に課題が見られる場合は、家庭への支援も実施する。
- 適応指導教室の設置等、各種事業を実施する。（サテライト学習支援事業、学生や社会人をボランティアとして派遣するハートフルフレンド事業※2、訪問事業 等）

※1 指導主事とは、学校への支援指導等を行うため教育委員会におかれる専門的職員。大学以外の公立学校の教員を充てることが多い。

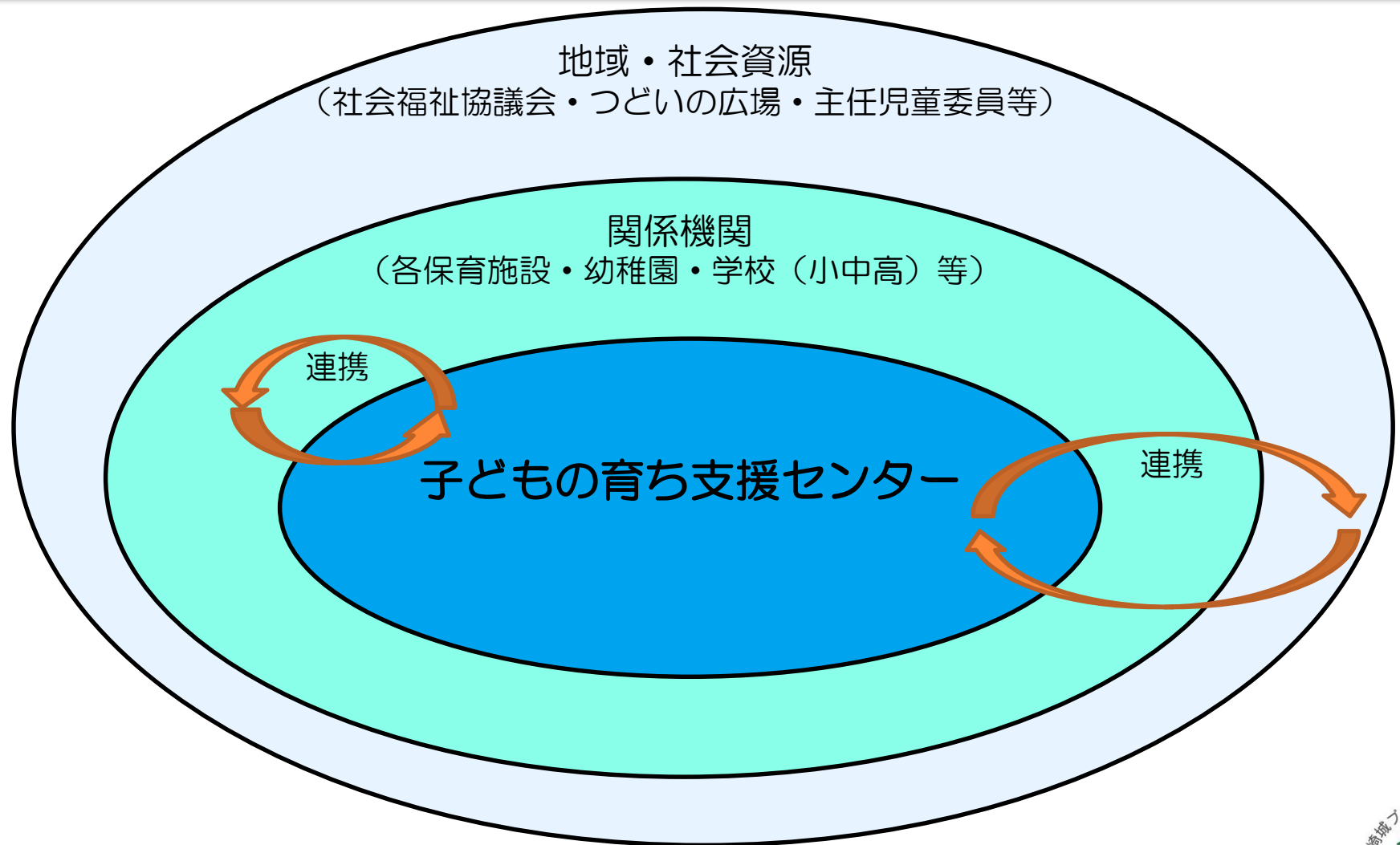
※2 ハートフルフレンド事業とは、外出困難な児童生徒の学校復帰への意欲を育てるために、学生や社会人のボランティアを派遣する事業。

※支援センターで、発達障害や不登校等の相談支援業務で関わってきた子どもが、状況が改善されずひきこもり等で引き続き支援が必要な場合は、同一敷地内にある（仮称）ユース交流センターや関係機関等とも連携し支援していきます。

IV 平成30年度実施プレ事業

1 ネットワーク構築事業

関係機関や地域・社会資源とのスムーズな連携ができるようネットワークを構築するため、各保育施設・幼稚園・学校（小中高）等を訪問し、各施設とのハブ機能の強化を目指す。



2 発達障害・不登校支援プロジェクト

現在、保健所・保健福祉センターや教育委員会で実施している発達障害やその疑いのある子どもの早期発見・早期支援の取組に加え、支援センターの開設を見据え、発達障害の相談・支援事業のプロジェクトを行う。

具体的には、①子ども支援教室（就学前後を見通した連携機能の試行）、②ペアレントトレーニング（一般向けと支援者向け）を行う。

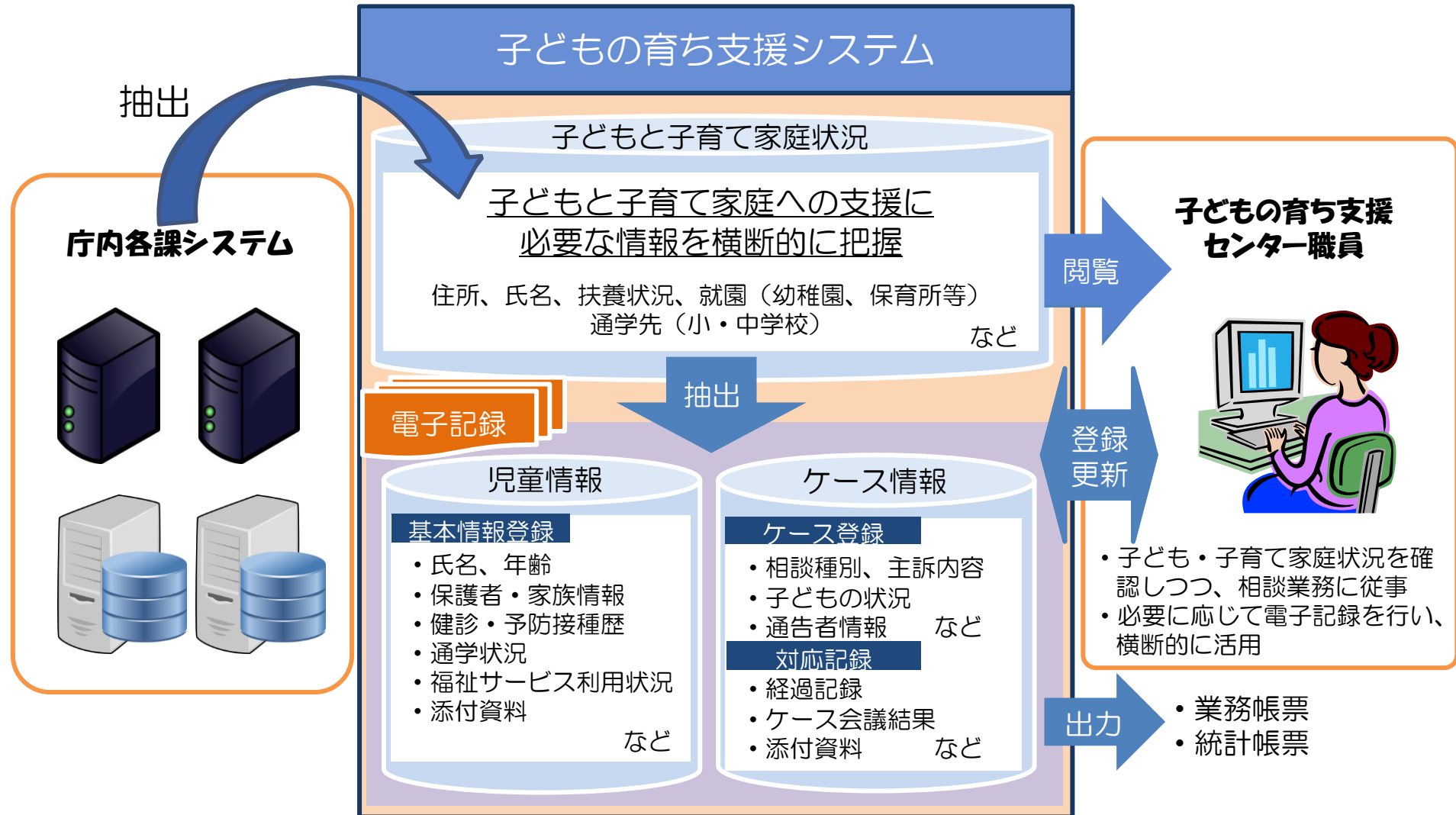
また、現在、教育委員会で実施している不登校児童生徒に関する取組に加え、支援センターの開設を見据え、③サテライト子ども相談事業として、サテライト学習支援（地域の公民館等の公共施設を活用した学習支援）に来ている不登校児童生徒・その保護者に対してカウンセラー等による相談対応を実施する。

3 研修事業等

支援センターの周知や職員の資質・能力向上のための研修を実施するほか、テーマに応じて専門家や関係者による意見交換会等を開催する。

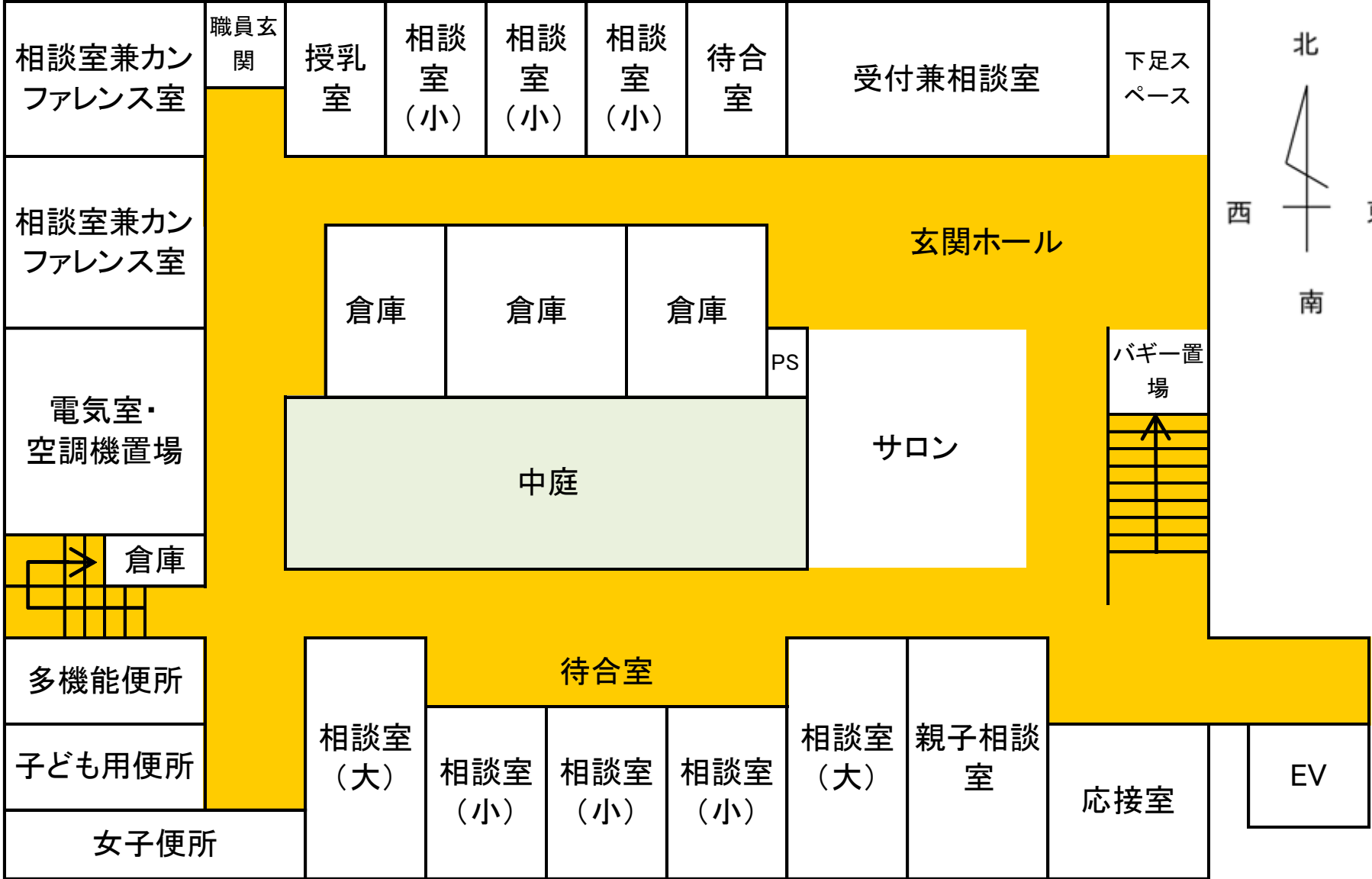
V 支援歴等の電子記録の構築

- 一人ひとりの子どもを総合的かつ継続的に支援するため、子どもの支援歴等の記録を電子化。
- 支援センター内での支援内容等を一元的に把握。
- 個人情報保護の観点から十分に考慮し、セキュリティ対策を講じる。

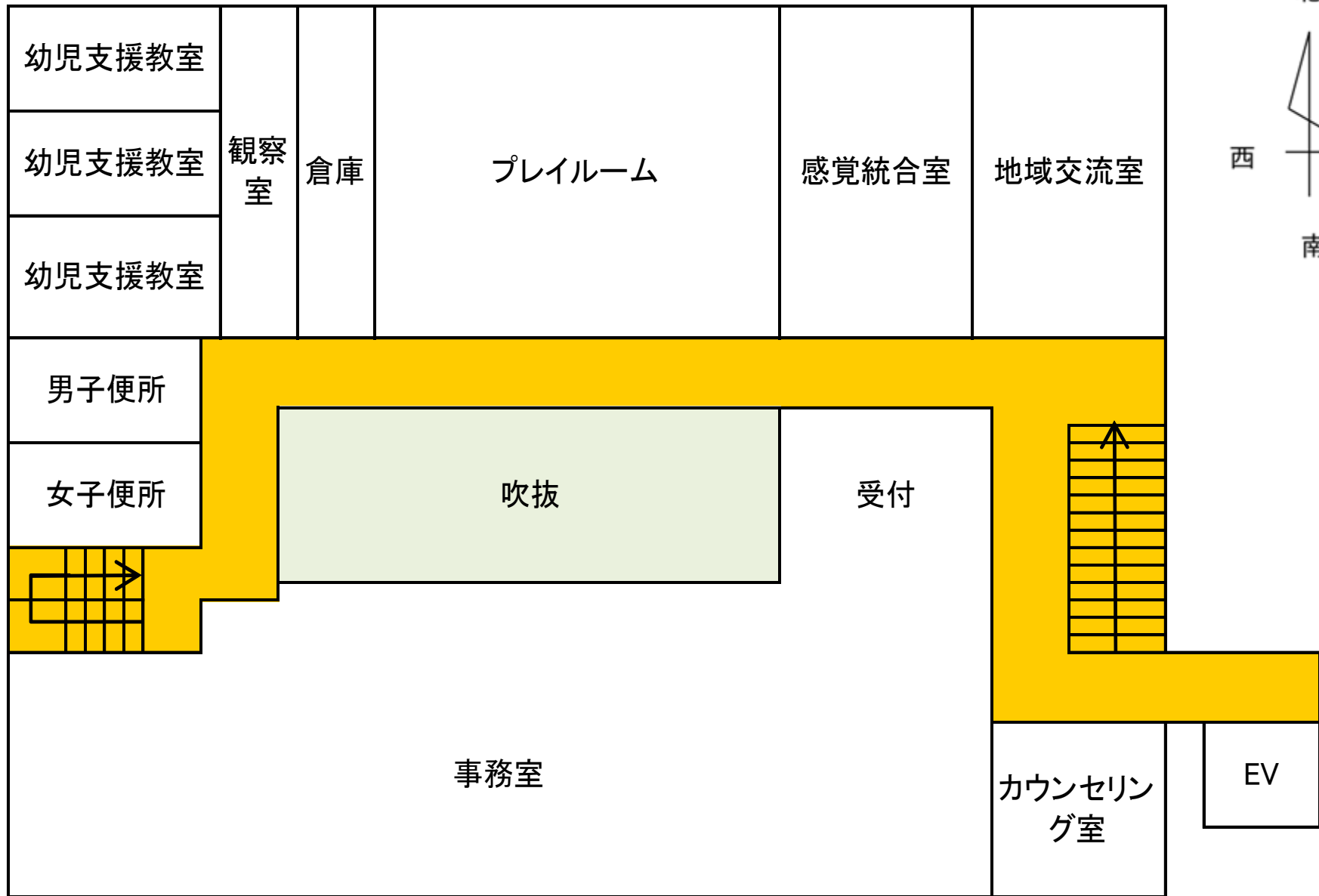


VI 支援センターのレイアウト

1階



2階



3階

